

朝日町道路路面復旧基準

{道路管理者}

朝日町役場 産業建設課

《目次》

○朝日町道路復旧基準

- P1 1. 目的
 2. 適用する仕様書等
 3. 砂利道の場合
 (1)埋戻し
 ア. 管理設・撤去時
 イ. 電柱建込・撤去時
 (2)路盤工及び路面工
 (3)復旧面積
- P2 4. 舗装道の場合
 (1)掘削
 (2)埋戻し
 (3)下層路盤工
 (4)上層路盤工
 (5)路面工(仮復旧)
 (6)本復旧
 ア. 舗装構造の構成
 イ. 復旧幅
 ウ. 路面標示類等
- P3 (7)復旧面積の算定方法及び復旧方法
 ア. 復旧面積
 イ. 復旧幅と復旧工法(図-1)
 ウ. 目地材の使用について
- P4 (A)アスファルト舗装の場合
 (B)コンクリート舗装の場合
- P5 (C)歩道の場合
 (D)防塵舗装
 (E)その他舗装
5. 軟弱地盤の場合
 6. 区画線等
 7. 検査の基準

P6 8. その他

- (1) 施工写真等
- (2) 瑕疵担保期間
- (3) 管理台帳の作成
- (4) その他

9. 附則

P7 路面復旧図等

図. 1 復旧幅【2車線以上の場合】

P8 【単車線の場合】

図. 2 復旧幅(複数箇所の場合)

【2車線以上の場合】

【単車線の場合】

P9 朝日町 路面復旧工事 標準構造図(1)

- ・一級、二級町道、その他町道
- ・町道 3-36 号線 (No.0+15.000～No.7+11.48 付近交差点)
- ・町道 3-36 号線 (No.7+11.480 付近交差点～No.14 付近県道交差点)
- ・町道 3-2 号線 (No.0+3.500～No.14+8.500 付近交差点)
- ・町道 3-52 号線 (No.0～No.5)
- ・町道 3-52 号線 (No.5～No.9)

P10 朝日町 路面復旧工事 標準構造図(2)

- ・町道 3-3 号線 (No.0+17.539～No.20+39.000)
- ・町道 3-3 号線 (No.20+39.000～No.30+0.000)
- ・町道 3-3 号線 (No.30+0.000～No.38+17.443)
- ・町道 3-3 号線 (No.38+17.443～No.40+33.071)
- ・町道 3-3 号線 (No.40+33.071～No.40+49.925 町道 3-113 号線交差点部)
- ・町道 3-3 号線 (No.40+49.925 町道 3-113 号線交差点部～No.46+44.476)

P11 朝日町 路面復旧工事 標準構造図(3)

- ・町道 3-3 号線 (No.46+44.476～No.57+0.000)
- ・歩道

1. 目的

この基準は、占用（道路法第 32 条等）のため朝日町が管理する道路（以下、「道路」という。）を掘削した後の道路の機能について、掘削前の道路機能と同等に復元することを目的として定めるものである。

また、道路工事施行承認（道路法第 24 条）その他の事由により道路等を掘削する場合もこの基準を適用する。

2. 適用する仕様書等

この基準に適用する仕様書等は、三重県公共工事共通仕様書、舗装設計施工指針及び三重県建設工事検査規則に定めたものとする。

3. 砂利道の場合

(1) 埋戻し

ア. 管理設・撤去時

掘削後の埋戻しは、埋坑内の水等を排除し、下層より各層(1層の仕上がり厚は 20cm 以内)ごとに、ランマー、その他適当な機械をもって十分締固めること。埋戻しの材料は、切込砕石又は再生骨材(最大粒径 40mm 以下)若しくは締固め良好な砂を使用すること。ただし、両者立会のうえ、掘削土が路床として適当と認められた場合はこの限りではない。

イ. 電柱建込・撤去時

電柱建込・抜柱後の埋戻し等の狭小で締固め機械の使用が困難な場合は、砂による埋戻しも可能とするが、水締めにより締固めを行うこと。

(2) 路盤工及び路面工

路盤の仕上げ厚は、従来の砂利層厚(20cm 以上)とし、10 t 以上のローラー、又は適当な締固め機械で十分転圧し、所定の締固め度を得るとともに、一層の仕上がり厚さは 15cm 以内とすること。路盤材量は、表-1 に示すとおりとし、それ以外の場合は協議によるものとする。

表-1

位 置	材 料 規 定
上層路盤	粒度調整砕石(M-30)を標準とする。
下層路盤	クラッシャーラン(RC-40 又は C-40)を標準とする。

(3) 復旧面積

掘削面積の 1.2 倍とする。

4. 舗装道の場合

(1) 掘削

舗装の取り壊しは、原則としてカッターにより施工すること。

(2) 埋戻し

前3. 砂利道の場合(1)埋戻しと同様とする。

(3) 下層路盤工

路盤の一層の仕上りの厚さは20cm以内とし、材料はクラッシュラン(RC-40又はC-40)の使用を標準とし、タンパ、振動ローラー等の転圧機械により十分に転圧し、所定の締固め度を得ること。

(4) 上層路盤工

路盤の一層の仕上りの厚さは15cm以内とし、材料は粒度調整路盤材(M-30)の使用を標準とし、タンパ、振動ローラー等の転圧機械により十分に転圧し、所定の締固め度を得ること。

(5) 路面工(仮復旧)

表層は3cm以上の加熱アスファルト混合物(密粒度)で施工すること。又、路面標示類は、交通安全確保のためペイント式区画線等で必ず原型復旧すること。

仮復旧においても、すりつけを丁寧に行う等、段差を発生させないように努めること。

(6) 本復旧

ア. 本復旧の舗装構造の構成は、別紙「朝日町路面復旧工事標準構造図」によること。なお、現況が別紙「朝日町路面復旧基準標準構造図」と異なる場合は、原型復旧を原則とするが、疑義がある場合は、両者協議により決定するものとする。

イ. 復旧幅は(7)項による。また、縦断方向の施工幅は、振動・公害の防止、転圧機械の施工性等を加味して3m以上とする。

また、縦断方向のまた、目地を通過する際の騒音に配慮し、位置・すりつけ方法等も検討すること。

交差点部は原則全面復旧とする。ただし、道路の勾配、目地の位置等を確認し、安全上の支障が生じない場合は、両者協議のうえ復旧範囲を決定すること。

ウ．路面標示類は、交通規制と交通安全確保のため、溶融式区画線で原型復旧すること。ただし、道路改良等により著しく形状の変更が生じた場合は、両者協議により施工すること。

(7) 復旧面積の算定方法及び復旧方法

ア．舗装復旧面積は、掘削幅 (W_1) に影響幅 (W_2+W_3) と残幅 (W_4) を加え、 W を求め、これに延長を乗じて求めた積とする。ただし、 W_3 及び W_4 については両者協議のうえ決定する。

ただし、 W がセンターラインを超え、2 車線に及ぶ場合は、その W が及ぶ車線全てを復旧範囲とする。車線の幅員は道路構造令第 5 条第 4 項の区分による。

【例】第 3 種・第 4 級 普通道路 幅員 3m 片側 1 車線の場合

W がセンターラインを超える → 上下線の全幅復旧

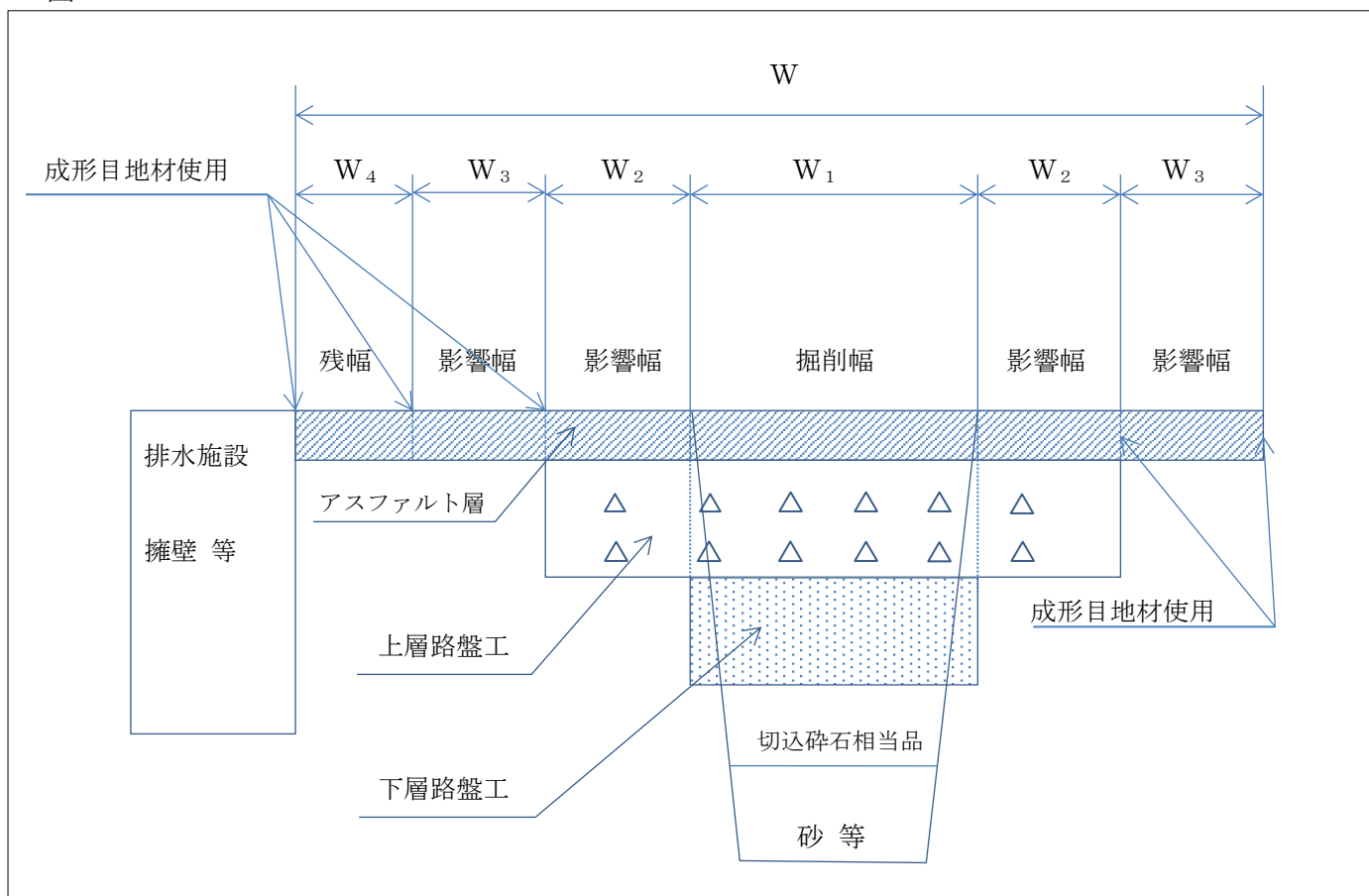
超えない → 1 車線復旧

なお、車線の幅員が道路構造令第 5 条 4 項の区分に満たない場合は両者協議のうえ決定するものとするが、目地の位置が車両等の通行に悪影響を及ぼさないよう留意すること。

イ．復旧幅と復旧工法の基準は図-1 を参照とする。

ウ．旧舗装面と復旧舗装面との間には、雨水の浸入防止のため、必ず成形目地を用いることとし、許可条件として明示する(歩道も含む)。

図-1



※成形目地材の使用位置 影響幅及び残幅と既設舗装面又は構造物との、接合面に用いること。

(A)アスファルト舗装の場合

$$\text{復旧幅} W = W_1 + 2 \times (W_2 + W_3) + W_4$$

影響幅(W_2)は、原則として路盤厚と同一(最低幅 30cm)とするが、当該工事により影響幅(W_2)以上に道路が破損した場合は、両者現地立会のうえ決定する。 W_3 は、上層路盤厚を標準とする。残幅 W_4 (車道中心線と直角方向の影響部の端から舗装の絶縁)は、交通量、土質、舗装年次、路側構造物を考慮し、両者現地立会のうえ決定する

ただし、 W_4 が 30 cm 以下の場合は、施工すること。

(B)コンクリート舗装の場合

復旧は、原則としてコンクリート版一枚単位とする。ただし、コンクリート版一枚単位としての機能を有するよう復旧する場合は、この限りではない。品質、規格等は、舗装設計施工指針による。

(C)歩道の場合

$$\text{復旧幅}W=W_1+2\times W_2+W_4$$

影響幅(W_2)は、20cmを標準とするが、当該工事により影響幅以上に歩道が破壊した場合は、仮復旧後、両者現地立会のうえ決定する。残幅(W_4)は、路側構造物を考慮し、両者立会のうえ決定する。

本復旧の舗装構成は、別紙「朝日町路面復旧工事標準構造図」によるが、既設舗装が標準より厚い場合は既設舗装と同厚とすることを標準とする。ただし、既設舗装がオーバーレイ等により施工されている場合は、両者協議により決定する。

(D)防塵舗装

防塵舗装の復旧については、全幅員(4.0m以上の道路については、掘削幅を含み4.0mまで)オーバーレイを行うものとする。

(E)その他舗装

カラー舗装、インターロッキング舗装等の特殊舗装の復旧は、原則として原型復旧とする。ただし、復旧範囲等について既設との取り合わせ等の都合があるため、両者協議により決定する。

5. 軟弱地盤の場合

軟弱地盤及び砂地盤帯等掘削壁面崩壊の恐れがある場合は、土留め工として矢板等を施工し、路床及び舗装部分の崩壊を防止する工夫をとること。

6. 区画線等

区画線及び道路標示については、交通規制と交通安全確保のため、溶融式区画線で原型復旧すること。ただし、占有者等との協議により道路管理者が、その表示すべてを復旧する必要がないと認める場合はこの限りでない。また、道路改良等により著しく形状の変更が生じた場合は、両者協議により施工すること。

7. 検査の基準

工事完成届が提出された場合は、三重県建設工事検査規則により検査を行うものとする。検査は施工写真等の確認により行うものとするが、施工規模等を勘案し、道路管理者が必要と認めた場合は実地検査により行うものとする。

8. その他

(1) 施工写真等

占有者等は、三重県公共工事共通仕様書を参考にして、工程毎に撮影し、現場管理等を行い、道路管理者に提出すること。なお、工事に使用した材料の品質を証明する試験成績表、検査等の実施状況写真・書籍類も提出すること。

(2) 瑕疵担保期間

復旧後の瑕疵担保期間は2年とする。

ただし、その瑕疵が占有者の故意又は重大な過失により生じた場合の瑕疵担保期間は10年とする。

なお、上記の担保期間は、道路管理者が引き受けた施設について適用するものであり、占有物件に起因する瑕疵についてはこの規定を適用しない。

(3) 管理台帳の作成

占有工事に伴う路面復旧は、管理台帳に記載し、(2)の瑕疵担保期間の確認を行うこととする。

(4) その他

この基準に定めのない事案については、両者協議により決定する。

9. 附則

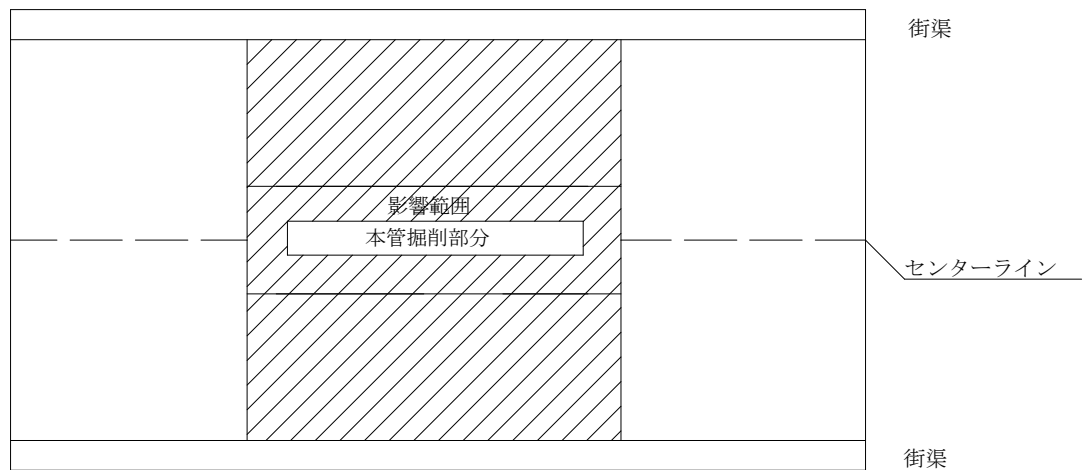
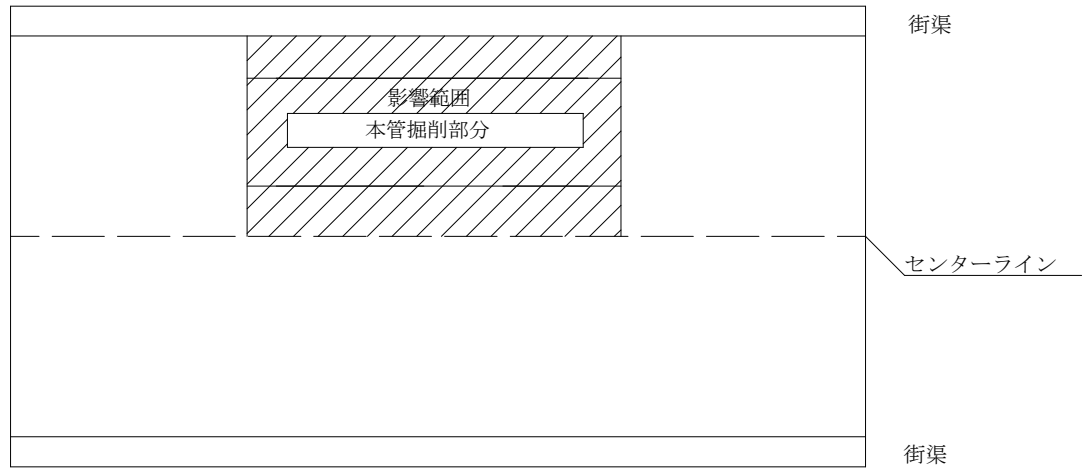
当該基準は令和4年7月1日より施行する。

ただし、施行日以前の占有許可及び施行承認を受けたものは、従前の基準によるものとするが、占有者との協議により新基準によることもできるものとする。

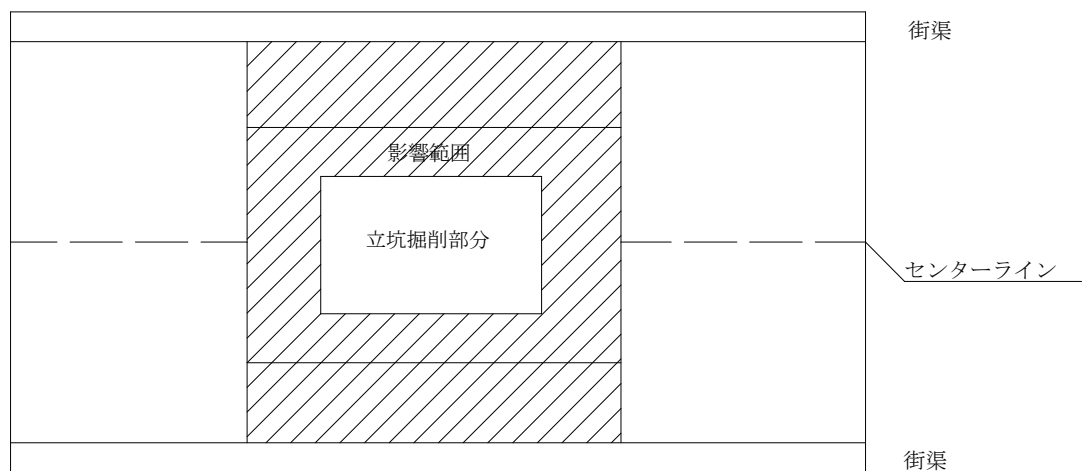
路面復旧図等

図.1 復旧幅

【2車線以上の場合】



(影響部分が2車線に渡る場合-1)



(影響部分が2車線に渡る場合-2)

【単車線の場合】

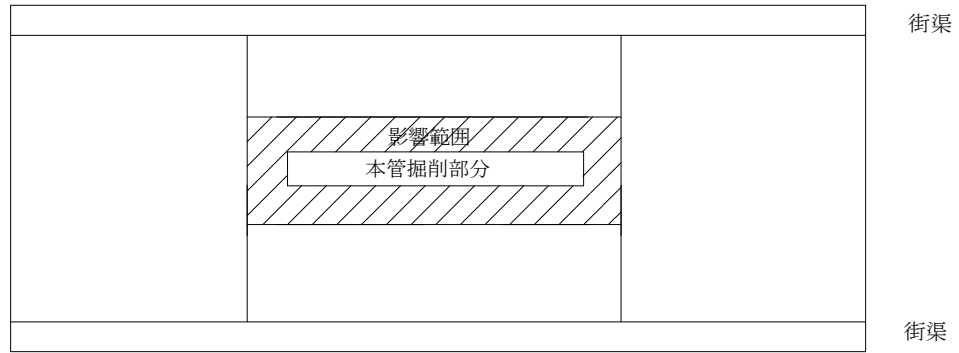
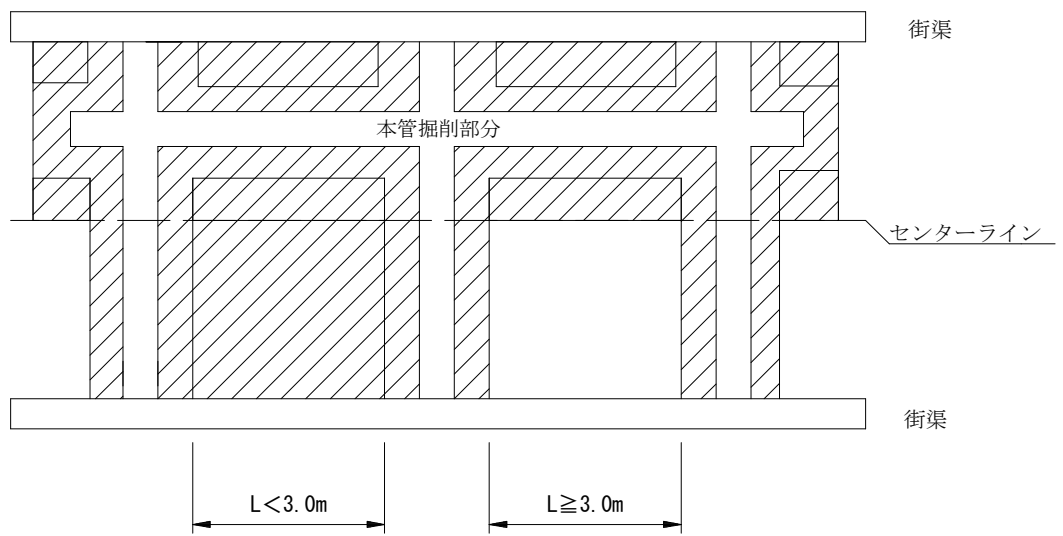
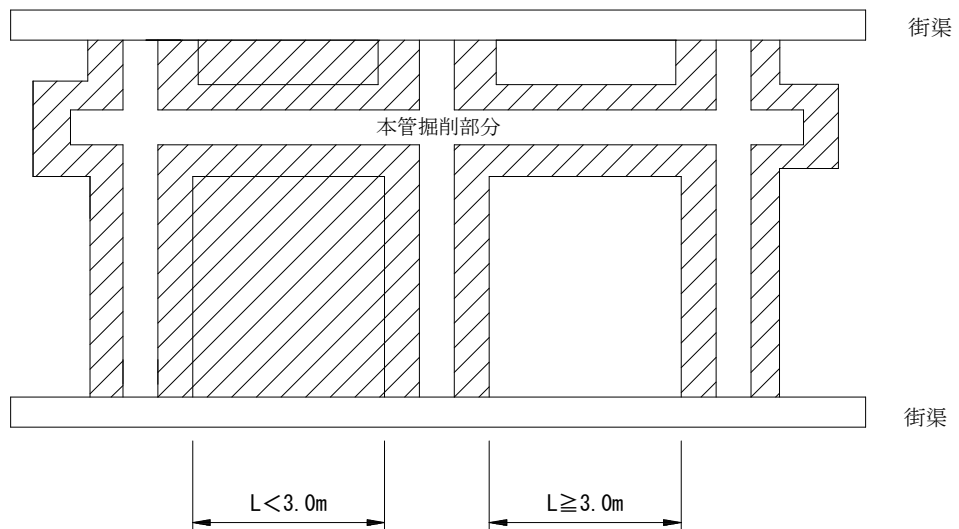


図2. 復旧幅(複数箇所の場合)

【2車線以上の場合】



【単車線の場合】



朝日町 路面復旧工事 標準構造図(1)

種別	一級、二級町道、その他町道	町道3-36号線 (No.0+15.000~No.7+11.48付近交差点)	町道3-36号線 (No.7+11.480付近交差点~No.14付近県道交差点)			
道路構造図断面						
	工種	名称	工種	名称	工種	名称
	表層	(再生) 密粒度アスコン (13)	表層	(再生) 密粒度アスコン (13)	表層	(再生) 密粒度アスコン (13)
	上層路盤	粒度調整碎石 (M-30)	上層路盤	粒度調整碎石 (M-30)	上層路盤	粒度調整碎石 (M-30)
			下層路盤	再生切込碎石 (RC-40又はC-40)	下層路盤	再生切込碎石 (RC-40又はC-40)
路床		路床	路床安定処理工法 28.2kg/m³			
種別	町道3-2号線 (No.0+3.500~No.14+8.500付近交差点)	町道3-52号線 (No.0.0~No.5.0)	町道3-52号線 (No.5.0~No.9.0)			
道路構造図断面						
	工種	名称	工種	名称	工種	名称
	表層	(再生) 密粒度アスコン (13)	表層	(再生) 密粒度アスコン (13)	表層	(再生) 密粒度アスコン (13)
	上層路盤	粒度調整碎石 (M-30)	上層路盤	セメント・瀝青安定処理工法	上層路盤	粒度調整碎石 (M-30)
	下層路盤	切込碎石 (RC-40又はC-40)	下層路盤	粒度調整碎石 (M-30)	下層路盤	粒度調整碎石 (M-30)

備考 1. 上記以外の舗装構造図の場合は、三重県の路面復旧基準に準拠すること。
 2. アスコンの密度は、車道の密粒・粗粒・瀝安は2.35 t/m³
 歩道の密粒・粗粒は2.2 t/m³

3. アスファルト混合物の突固め回数は、アスファルト舗装要綱等による。
 4. 材料の品質は三重県公共工事共通仕様書に準拠すること。
 ※町道の道路改良工事が施工された場合は、その町道の舗装構成を追加していくものとする。

朝日町 路面復旧工事 標準構造図(2)

種別	町道3-3号線 (No.0+17.539~No.20+39.000)	町道3-3号線 (No.20+39.000~No.30+0.000)	町道3-3号線 (No.30+0.000~No.38+17.443)			
道路構造図断面						
	※路肩：カラー舗装(日本塗料工業会色票番号：22-70D)	※路肩：カラー舗装(日本塗料工業会色票番号：22-70D)	※路肩：カラー舗装(日本塗料工業会色票番号：22-70D)			
使用材料	工種	名称	工種	名称	工種	名称
	表層	(再生)密粒度アスコン(13)	表層	(再生)密粒度アスコン(13)	表層	(再生)密粒度アスコン(13)
	上層路盤	粒度調整砕石(M-30)	上層路盤	粒度調整砕石(M-30)	上層路盤	粒度調整砕石(M-30)
					下層路盤	再生切込砕石(RC-40又はC-40)
				路床	ジオテキスタイル対策工(スパンボンド不織布300g/m ²)	
種別	町道3-3号線 (No.38+17.443~No.40+33.071)	町道3-3号線 (No.40+33.071~No.40+49.925)町道3-113号線交差点部	町道3-3号線 (No.40+49.925~No.46+44.476)			
道路構造図断面						
	※路肩：カラー舗装(日本塗料工業会色票番号：22-70D)	※路肩：カラー舗装(日本塗料工業会色票番号：22-70D)	※路肩：カラー舗装(日本塗料工業会色票番号：22-70D)			
使用材料	工種	名称	工種	名称	工種	名称
	表層	(再生)密粒度アスコン(13)	表層	(再生)密粒度アスコン(13)	表層	(再生)密粒度アスコン(13)
	上層路盤	粒度調整砕石(M-30)	上層路盤	(再生)密粒度アスコン(20)	上層路盤	粒度調整砕石(M-30)
	下層路盤	切込砕石(RC-40又はC-40)			下層路盤	再生切込砕石(RC-40又はC-40)
				路床	ジオテキスタイル対策工(スパンボンド不織布300g/m ²)	

備考 1. 上記以外の舗装構造図の場合は、三重県の路面復旧基準に準拠すること。
 2. アスコンの密度は、車道の密粒・粗粒・瀝安は2.35 t/m³
 歩道の密粒・粗粒は2.2 t/m³

3. アスファルト混合物の突固め回数は、アスファルト舗装要綱等による。
 4. 材料の品質は三重県公共工事共通仕様書に準拠すること。
 ※町道の道路改良工事が施工された場合は、その町道の舗装構成を追加していくものとする。

朝日町 路面復旧工事 標準構造図(3)

種別	町道3-3号線 (No.46+44.476~No.57+0.000)		歩道		砂利道	
道路構造図断面						
	※路肩：カラー舗装(日本塗料工業会色票番号：22-70D)					
使用材料	工種	名称	工種	名称	工種	名称
	表層	(再生)密粒度アスコン(13)	表層	(再生)密粒度アスコン(13)		
	上層路盤	粒度調整碎石(M-30)	路盤	再生切込碎石(RC-40又はC-40)	上層路盤	粒度調整碎石(M-30)
					下層路盤	再生切込碎石(RC-40又はC-40)
道路構造図断面						
	工種	名称	工種	名称	工種	名称
使用材料						

備考 1. 上記以外の舗装構造図の場合は、三重県の路面復旧基準に準拠すること。
 2. アスコンの密度は、車道の密粒・粗粒・選安は2.35 t/m³
 歩道の密粒・粗粒は2.2 t/m³

3. アスファルト混合物の突固め回数は、アスファルト舗装要綱等による。
 4. 材料の品質は三重県公共工事共通仕様書に準拠すること。
 ※町道の道路改良工事が施工された場合は、その町道の舗装構成を追加していくものとする。